

第12号様式（第22条関係）

申請者が過去2年以内に登録の取り消し処分や屋外広告物条例違反による処分等がされていないこと、または暴力団員等に該当していないことなどを誓約する書類です。

※ 下記参照

誓 約 書

登録申請者は、山梨県屋外広告物条例第30条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

法人の場合：社名＋代表者名
個人の場合：個人名

令和〇〇年〇月〇日

登録申請者 株式会社 山梨看板店

代表取締役 山梨 太郎 印

法人の場合：社印
個人の場合：個人印
を押印ください。

山梨県知事 〇〇 〇〇 殿

屋外広告物条例第30条

（登録の拒否）

第30条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 二 屋外広告業者(第二十七条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第三十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 三 第三十八条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(第八号において単に「暴力団員等」という。)
- 六 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 九 第三十五条第一項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。